

必要な添付書類

■ 負傷の原因が外傷性（捻挫・骨折・打撲等）の場合は、**負傷原因届**を提出してください。

立替払をした場合	保険医療機関（病院・診療所）で保険証を提出できず、全額自費で支払ったとき	<ul style="list-style-type: none"> ■ 領収書（原本） ■ 診療報酬明細書（レセプト） 受診した医療機関に依頼し作成してもらう ※領収書と一緒に発行される診療明細書とは異なります
	以前加入していた保険者（国民健康保険・協会けんぽ・健康保険組合等）へ医療費の返還をしたとき	<ul style="list-style-type: none"> ■ 領収書（原本） ■ 診療報酬明細書（レセプト）の写 ※以前加入していた保険者より入手してください。
	生血（輸血）に関する申請のとき	<ul style="list-style-type: none"> ■ 血液代金の領収書（原本） ■ 輸血を必要と認めた医療担当者の証明書
	海外で病気になり治療を受けたとき	海外療養費（医科・歯科）の申請書が別にありますので、健康保険組合までご連絡ください
治療用装具を作成した場合	<ul style="list-style-type: none"> ■ 医師の意見書（原本） ■ 領収書（原本） ※下記内容が記載されていること <ol style="list-style-type: none"> 1. 料金明細 (内訳別に名称、採型区別、種類等、価格を記載) 2. オーダーメイド又は既製品の別（既製品の場合、製品名を含む） 3. 治療用装具を取り扱った義肢装具士の氏名 <p>（注意）靴型装具に係る申請について 平成30年4月1日より、当該装具の写真（患者が実際に装着する現物であることが確認できるもの）を添付。</p>	
弱視による治療用眼鏡等を作成した場合	<p style="text-align: center;">対象年齢：9歳未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 医師の治療用眼鏡等の作成指示書等 ■ 眼鏡処方箋の写 ■ 治療用眼鏡等を作成し、または購入した際の領収書（原本） または費用の額を証明する書類（原本） <p>【更新による申請の場合の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 5歳未満の小児・・・前回作成から装着期間が1年以上あること 5歳以上の小児・・・前回作成から装着期間が2年以上あること 	